

【短信：中国】

文化財保護法の改正

鎌田 文彦

1. 改正の経緯

2002年10月28日、第9期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で、「文化財保護法」(原語は「文物保護法」)^(注1)が改正され、同日公布、施行された(以下、「改正法」とする)。もともとの文化財保護法(以下、「旧法」とする)^(注2)は、1982年に制定されたが、その後の経済発展と中国社会の変化にともない、不十分な点が目立ってきていた。経済建設と文化財保護の関係をいかに調和させるか、文化財の保護と利用の関係をいかに調整するかという点において、旧法は明確さを欠き、社会の変化に対応できず、改正は不可欠とされるに至った。2001年9月21日に、朱鎔基首相は、第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議に改正案を提出し、その後4回の審議を経て、今回改正法が成立した。旧法は全8章33条であったが、改正法は全8章80条の構成で、よりきめ細かな規定が盛り込まれている。本稿では、中国の文化財の現状を踏まえつつ、改正法の概要を紹介する。

なお、中国語の「文物」とは、「ある程度価値のある古い物」の意であり、日本語の「文化財」よりも、やや広い概念である。一方、中国語の「旧貨」は、単なる「古い物」を指す。本稿では、「文物」を「文化財」、「旧貨」を「古物」と訳して、区別することとしたい。

2. 文化財をめぐる現状

最近の中国では、「古物市場」と呼ばれる市が賑わいをみせている。市が立つ日になると、売り手と客が決まった場所に集まる。売り手は、1平方メートルほどの自分の領分に古い陶磁器、民芸品、骨董品などの売り物を並べる。

客は、掘り出し物を探して、目を皿のようにして見て回る。あちらこちらで激しい値段の駆け引きが行われ、売買が進んでいく。1990年ころに、空き地で細々と始まった古物市場は、10年後の2000年には、有名な大規模市場だけでも、北京で14か所を数えるようになった。今や、北京の新名所として、地元の人々はもちろん、外国人観光客も大勢押しかけている。一方、国の公認を得て、従来文化財の流通を独占していた文化財商店は、庶民が気軽に売買できる体制を取っていないため、今や衰退の一途をたどっている^(注3)。

ところで、このような古物市場及びそこでの売買は、旧法を厳密に解釈すると、「違法」であった。旧法第24条は、「私人が収蔵する文化財は、文化行政管理部門が指定する組織が購入する。その他のいかなる組織及び個人も、文化財売買業務を営んではならない」と規定していた。また、第25条は、「私人が収蔵する文化財は、転売して利益を得ることを厳禁する。また許可なく外国人に売却することを厳禁する」としていた。

文化財の管理を担当する行政部門は、古物市場で扱われているのは、文化財ではなく、古物であるとの解釈のもとに、自然発生的に発展する古物市場の存在とそこでの売買を「黙認」してきた。しかし、そこで売買されている商品は、文化財以外の何物でもない。法規と現状との乖離は、大きくなる一方であった。また、古物市場には、偽物、盗掘品など、嚴重に取り締まるべきいかがわしい物が出回っている。「黙認」という中途半端な扱いであるだけに、そのような真の違法の品に対する行政部門の管理が

行き届かないという問題も深刻になってきている。

また他面では、「物」ではなく、移動できない歴史的建造物、景観などが、経済開発の名のもとに次々に破壊されていく現象も、目に余る状況となっている。例えば、湖南省西北部に位置する絶景の地で、ユネスコの世界遺産に指定されている武陵源には、観光開発と称して人工的建造物が粗製濫造され、ユネスコから自然が破壊されているとの警告を受けた。^(注4) また、江蘇省の古都蘇州では、市政府が管理してきた古い建築物を民間に売却し、「非政府資金」による修繕及び活用をはかる構想が実施されようとしていた。外国資本を含む民間企業は、大いに乗り気でそれを商売に活用しようとしていた。この蘇州市政府の構想は、改正法の制定により、直前で差し止められたが、文化遺産の安易な商業化の例は、全国に満ちている。^(注5)

文化遺産を保存しつつ、なおかつ経済開発をも妨げないような、文化財保護のあり方の再構築が求められていた。個別のケースについて判断する場合の原則の確立も急務であった。このような背景のもとに、旧法の改正が行われた。

3. 改正法の内容

改正法は、前述のように全8章80条からなる。第1章：総則、第2章：移動できない文化財、第3章：考古学の発掘、第4章：機関収蔵文化財、第5章：民間収蔵文化財、第6章：文化財の輸出入、第7章：法的責任、第8章：附則の構成である。以下、旧法からの変更点を中心に、改正法の内容を紹介する。

(1) 立法主旨

第1条は、「文化財の保護を強化し、中華民族の優秀な歴史的文化遗产を継承し、科学研究活動を促進し、愛国主義及び革命伝統教育を推進し、社会主義の精神文明及び物質文明を建設

するために、憲法に基づき、この法律を制定する」との立法主旨を述べている。

(2) 国が保護する文化財

国が保護する文化財とは、次のようなものをいう（第2条）。

- ① 歴史、芸術、科学的価値のある古文化遺跡、古墳墓、古建築物、石窟寺院、石刻及び壁画
- ② 重要な歴史的事件、革命運動及び著名な人物に関係し、並びに重要な記念的意義、教育的意義及び史料価値のある近現代の重要な史跡、実物及び代表的建築
- ③ 歴史上の各時代の貴重な芸術品及び工芸美術品
- ④ 歴史上の各時代の重要な文献資料並びに歴史的、芸術的及び科学的価値を有する手稿及び図書資料
- ⑤ 歴史上の各時代、各民族社会制度、社会生産及び社会生活を反映する代表的実物

また、科学的価値を有する古脊椎動物の化石及び古人類の化石についても、文化財と同様に国の保護を受けることが付け加えられている。

保護の対象となる文化財は、古代の遺跡から中華人民共和国の基礎を築いた革命運動の史跡に至るまで広範にわたる。中でも特に重要な建築物等は「重要文化財」（原語は「重点文物」）に指定されることになっている（第3条）。

(3) 基本原則

第4条は、「文化財に関しては、保護を主とし、応急措置を第一とし、合理的に利用し、管理を強化するという方針を貫徹する」とし、文化財に対する政策の基本原則を規定している。このような規定は、旧法にはなかったものであり、前述の経済建設と文化財保護の関係、文化財の保護と利用の関係について判断する際の判断基準とすることが想定されている。

(4) 経済建設と文化財保護の調和

第9条では、「各レベルの人民政府は、文化財保護を重視し、経済建設及び社会発展並びに文化財保護の関係を正確に処理し、文化財の安全を守らなければならない。基本建設及び観光業の発展は、必ず文化財保護の方針を遵守しなければならない」と述べて、経済建設と文化財保護を調和させる必要性を強調している。

この規定と関連して、第7章：法的責任では、恣意的な文化財の破壊に対する罰則を規定している。すなわち、以下の行為があったときは、5万元以上50万元以下（約75万円以上750万円以下）の罰金を科すとしている（第66条）。

- ① 許可を得ずに、文化財保護組織の保護範囲内で建設工事を行い、又は爆破、試掘若しくは発掘を行ったとき
- ② 文化財保護組織の建築規制地域内で建設工事を行う場合で、その工程設計案が文化財行政部門又は都市農村建設計画部門の同意を得ておらず、文化財保護組織の歴史的景観を破壊したとき
- ③ 許可を得ずに、移動してはならない文化財を移動し、又は除去したとき
- ④ 許可を得ずに、移動してはならない文化財を修繕し、文化財の原状を明白に改変したとき
- ⑤ 許可を得ずに、全壊した移動してはならない文化財を現地に再建し、文化財の価値を損なったとき
- ⑥ 施工組織が文化財保護工程資格証書を取得せずに、恣意的に文化財の修繕、移動又は再建を行ったとき

また、第69条では、「歴史文化都市の構造、環境又は歴史的風貌などが深刻に破壊されたときは、国務院はその歴史文化都市の称号を取り消す。歴史文化市街、街道又は村落の構造、環境又は歴史的風貌などが深刻に破壊されたとき

は、省、自治区又は直轄市人民政府はその歴史文化市街、街道、村落の称号を取り消す。その場合、責任を負う主管者及びその他の直接的責任者に対して行政処分を科する」として、歴史的景観等の保持に対する行政上の責任を規定している。

(5) 民間での文化財の流通

国が認可した文化財収蔵組織以外の公民、法人及びその他の組織は、次の方法により、文化財を入手し、収蔵し、また流通させることができる。

- ① 法に則り、継承し、又は贈与を受けたとき。
- ② 公認の文化財商店で購入したとき。
- ③ 文化財の競売を営む競売企業から購入したとき。
- ④ 公民個人が合法的に所有している文化財を相互に交換し、又は法に則り有償譲渡を受けたとき。
- ⑤ 国が定めるその他の合法的な方式によるとき。

この規定は、私人が所有する文物の転売により利益を得ることを厳禁していた旧法の規定とは大きく異なっており、前述の古物市場における売買を「公認」するものである。

4. 今後の課題

武陵源では、奇観を呈する山肌に沿って観光客用に作られていた巨大なエレベーターが、改正法が成立する直前の2002年9月30日に使用禁止となった。今後景観の原状回復がはかられるはずである。^(注6) 前述のように、蘇州では、改正法に違反するとして、古建築物への「非政府資金」の活用は見送られた。資金的な困難を抱えつつも、蘇州市政府は、自らの手で古都の景観を保ち、歴史的遺産を保護することを決定した。^(注7)

中国では、文化財保護法を改正し、依って立つべき原則を定め、また行政部門の権限及び責任を強化して、文化財の保護と経済建設の調和をはかり、また文化財の流通市場の健全化と活発化をはかろうとしている。独自の文明と悠久の歴史を有する国において、その遺産を保護しつつ、また経済発展をも進めようとする困難な試みが続くことになる。

(注)

- (1) 『人民日報』2002年10月31日。
- (2) 『中華人民共和国常用法律法規全書』2000年版、北京、中国民主法制出版社、2000年1月、

pp.1062-1076。

- (3) 古物市場の現状等に関しては、陳澤偉「合法違法の文物市場」『瞭望新聞周刊』2001年12月10日参照。
- (4) 「人民網」(『人民日報』インターネット版 URL: <http://www.people.com.cn/>) 2002年11月26日。
- (5) 同上2002年12月3日。
- (6) (注4) 参照。
- (7) (注5) 参照。

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

【短信：インドネシア】

テロ対策に関する立法動向

権 香 淑

アメリカの同時多発テロ事件以降、世界最大のイスラム人口を抱えるインドネシアでは、東南アジアにおけるテロネットワークの存在が問題視される中、反テロリズム（以下、「反テロ」とする。）機関の設立を検討するなど様々な側面からテロ対策が立案されてきた。中でも反テロ法の制定は、テロ対策の重要な柱であった。

当初、インドネシア政府は、反テロ法案を2002年6月までに国会に提出する予定であったが、市民や専門家などの猛烈な反対に直面し、提出を先送りせざるを得ず、結局、法案の最終的な内容を確定する前に、国民の意見を聴取することで事態を打開する策を立てた。しかし、バリ島爆破事件によって状況は一変し、アメリカを初めとする国際社会の圧力に押される形で、10月18日、反テロ政令の公布に踏み切った。

このようなインドネシアにおけるテロ対策の流れを踏まえ、以下では、まず反テロ法案に対する国内の賛否両論を概観し、バリ島爆破事件以降に公布された反テロ政令の内容及びこれに対する世論の反応を述べた上で、現在、審議中である反テロ法案の特徴を紹介する。

1 反テロ法案に対する賛否両論

反テロ法案が公表された2001年12月以降、インドネシアには同法案に対する賛否両論が混在していた。

まず、反テロ法の制定を積極的に求めていたのは、国軍と国内最大のイスラム組織「ナフダトゥル・ウダマ」であった。国軍と「ナフダトゥル・ウダマ」は、2002年9月27日、インドネシア国内におけるテロネットワークに打撃を与えるためにも、反テロ法の制定を急ぐべきだ